表

給与支払報告書（個人別明細書）記入例

石巻市

給与支払報告書（個人別明細書）の提出について

給与支払報告書（個人別明細書）は、特別徴収・普通徴収に仕分け、石巻市から送付する総括表、特別徴収仕切り、普通徴収仕切りと併せて提出してください。

なお、提出期限は令和９年２月１日（月）となっておりますが、

期限日厳守又は早期提出に御協力をお願いします。

1　住所欄

令和９年１月１日現在の住所（退職者は退職時の住所）を記入願います。

注意　住民登録地と実際の住所が異なる場合は、住所欄か摘要欄に令和９年１月１日現在の住民登録地を記入してください。

2　控除対象扶養親族の数等（令和７年分以降改正事項）

（1）特定親族※1特別控除の創設

令和７年分より、特定親族特別控除が創設されました。

特定親族を有する場合には、その者の総所得金額等から、特定親族１人につき、特定親族の合計所得金額に応じた金額を控除します。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けたい場合は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

※1「特定親族」とは、居住者と生計を一にする、年齢１９歳以上２３歳未満の親族で合計所得金額が６２万円超１２３万円以下の人をいいます。

（2）扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の改正

令和８年分より、扶養親族及び同一生計配偶者の所得要件が、５８万円から６２万円へ引き上げられました。

3　摘要欄

（1）　前職分を含めて年末調整した場合は、**前職の所在地、事業所名、退職年月日、支払額、社会保険料、源泉徴収税額を必ず記入**してください。

注意　例年、摘要欄に前職分の記入が無いことにより、前職分の給与等が二重で計算され、住民税が通常より高い税額で通知されるケースが発生しています。

（2）所得金額調整控除の適用がある場合は、以下の該当する要件に応じ、次のとおり記入してください。

要件	記入例
同一生計配偶者が特別障害者	**石巻花子（同配）**
扶養親族が特別障害者	**石巻太郎（調整）**
扶養親族が年齢２３歳未満	

ただし、**4　配偶者・扶養親族欄**に記入している場合は、省略できます。

4　配偶者・扶養親族欄

（1）　控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び１６歳未満の扶養親族の氏名及びマイナンバーを記入してください。

注意　上記**２控除対象扶養親族の数欄**で記入した数字と人数が一致するか確認してください。不一致の場合、住民税の控除が受けられない場合があります。

（2）　１６歳未満（平成２３年１月２日以降に生まれた者）の扶養親族は、所得控除の適用はありませんが、住民税非課税限度額の判定基準に関係するため漏れなく記入してください。

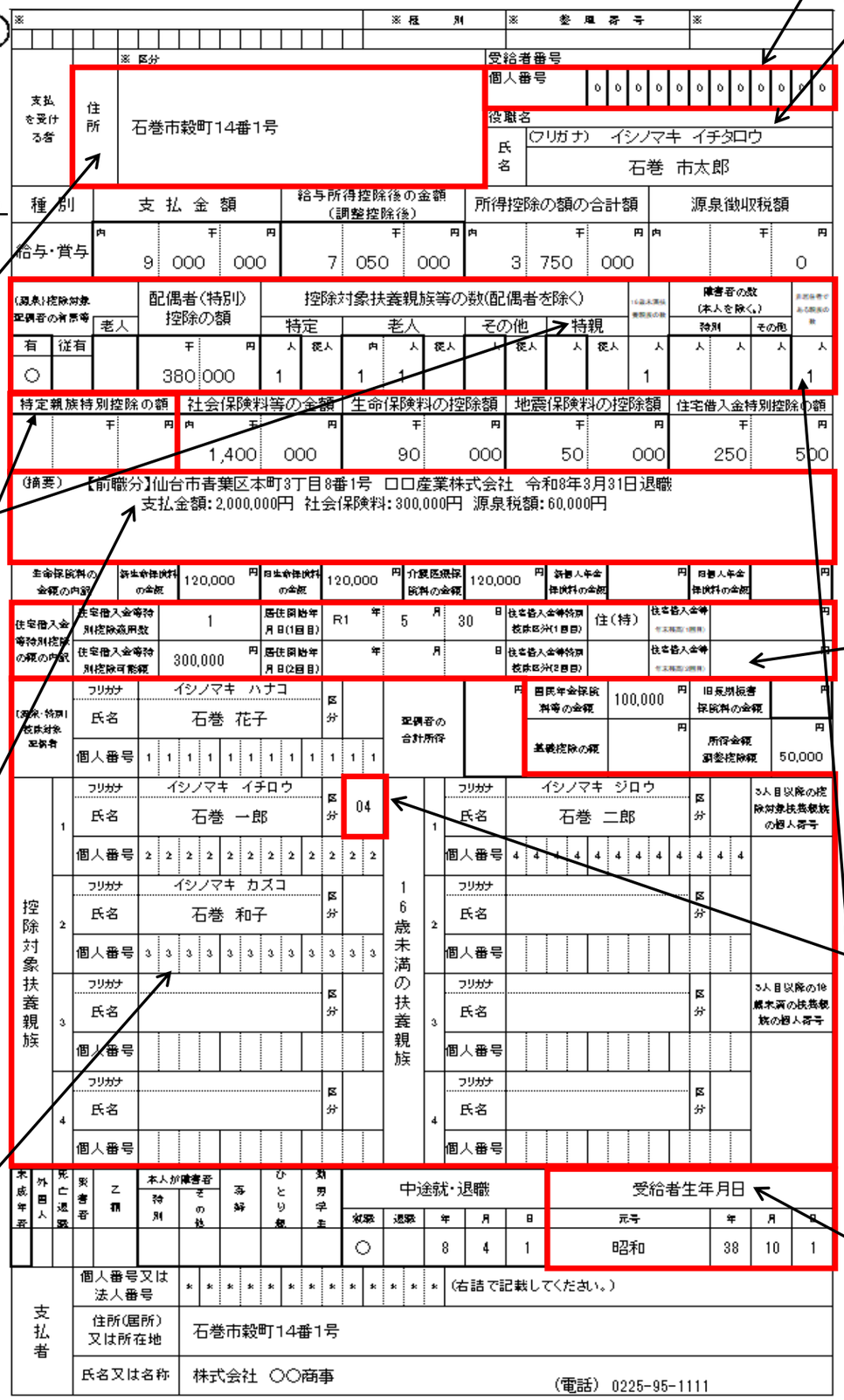

5　個人番号欄

個人特定のために必要です。まれに他者のマイナンバーが記入されていることがありますので、誤りのないよう確実に記入してください。

6　氏名欄

正確に記入し、**必ずフリガナ**をつけてください。

7　住宅借入金等特別控除の額の内訳欄

（1）住宅借入金等特別控除額が、算出した所得税額よりも多い場合は、必ず**「住宅借入金等特別控除可能額」**を記入してください。

（2）**「居住開始年月日」**は、必ず記入してください。

注意　(1)(2)それぞれ記入がない場合、住民税の控除額の計算ができません。

（3）**「住宅借入金等特別控除区分」**は、次のように記入してください。

住：一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）
認：認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
増：特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

注意　控除区分に「増」と記入するのは、特定増改築等住宅借入金等特別控除に該当する場合のみです。
「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の場合は、住民税の控除はありませんので御注意願います。

震：東日本大震災によって家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成２３年から令和１２年１２月３１日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第１３条の２第１項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合

（4）上記の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が
・「特定取得」（特別特定取得以外）に該当する場合には「(特)」、
・「特別特定取得」に該当する場合（「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。）には「(特特)」、
・「特例特別特例取得」に該当する場合には「(特特特)」、
と併記してください。

8　国外扶養者の区分欄（令和５年分以降改正事項）

令和５年分より、国外に居住する非居住者である扶養親族の要件が見直されました。

令和５年分以降の給与支払報告書の控除対象扶養親族の「区分」欄については、従来の「○」ではなく、下記の内容で記入してください。

●控除対象扶養親族の区分

表示	控除対象扶養親族の区分
空欄	居住者
０１	非居住者（３０歳未満又は７０歳以上）
０２	非居住者（３０歳以上７０歳未満、留学生※1）
０３	非居住者（３０歳以上７０歳未満、障害者）
０４	非居住者（３０歳以上７０歳未満、３８万円以上送金※2）

※1　「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

※2　「３８万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を３８万円以上受けている者
なお、３０歳以上７０歳未満の非居住者が上記０２～０４の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記入してください。

注意　**非居住者欄**で記入した数字と「区分」を記入した人数が一致するか確認してください。

9　受給者生年月日欄

個人特定のために必要な項目となります。
記入漏れ・誤りが多く見受けられますので**必ず正確に記入してください**。

その他の注意点は、裏面を御覧ください。

担当：石巻市総務部市民税課　個人市民税係
℡0225-95-1111（内線 3092～3098）

裏

給与支払報告書（個人別明細書）記入例

10　(源泉)控除対象配偶者の有無等

(源泉)控除対象配偶者を有している場合は、○を付してください。また、年末調整をした場合は、配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記入してください。

注意　受給者本人の合計所得金額が１，０００万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

11　社会保険料等の金額欄及び国民年金保険料等の金額欄

給与等を支払う際に控除した社会保険料の金額や「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記入してください。

注意　小規模企業共済掛金の額については、内書きし、**上段に小規模企業共済掛金の額**を、**下段に社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額**を記入してください。

例年、小規模企業共済掛金の額を国民年金保険料等の金額欄に記入する等の誤りにより、住民税の控除が受けられないケースが発生しています。

12　ひとり親、勤労学生控除（令和８年分以降改正事項）

令和８年分以降より、ひとり親の生計を一にする子の所得要件が、５８万円から６２万円へ引き上げられました。

勤労学生の所得要件が、８５万円から８９万円へ引き上げられました。

寡婦、ひとり親控除（令和２年分以降改正事項）

令和２年分より、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除が見直されました。

(1)　寡婦控除　控除額２７万円（女性のみ適用）

要件　ア　離別後、婚姻しておらず扶養親族を有していること。
　　イ　死別及び生死不明後、婚姻していないこと。

(2)　ひとり親控除　控除額３５万円

要件　ア　離別、死別及び生死不明後、婚姻しておらず又は未婚で以下の(ｱ)及び(ｲ)に該当する子を扶養していること。
　　(ｱ)　生計を一にし、他の扶養（控対配）でないこと。
　　(ｲ)　総所得金額等の合計額が６２万円以下であること。

※　上記の要件に加え、寡婦控除、ひとり親控除共通して以下の事項が条件

・合計所得金額が５００万円以下

・事実上婚姻関係と同様の事情にある相手がいない

13　乙欄について

乙欄は、源泉所得税を求める上で、従たる給与であることを示すものですが、住民税の特別徴収は、当該年度の初日（４月１日）において給与の支給を受けている者が対象であり、**乙欄該当者でも、総括表に特別徴収の対象である旨の記入がある場合は、特別徴収税額通知書を送付する場合がありますが、特別徴収の対象として複数の給与支払報告書が提出されている場合は、乙欄に○を付しているものは普通徴収の対象とみなします。**

なお、普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書又は給与所得者異動届書の提出が必要です。

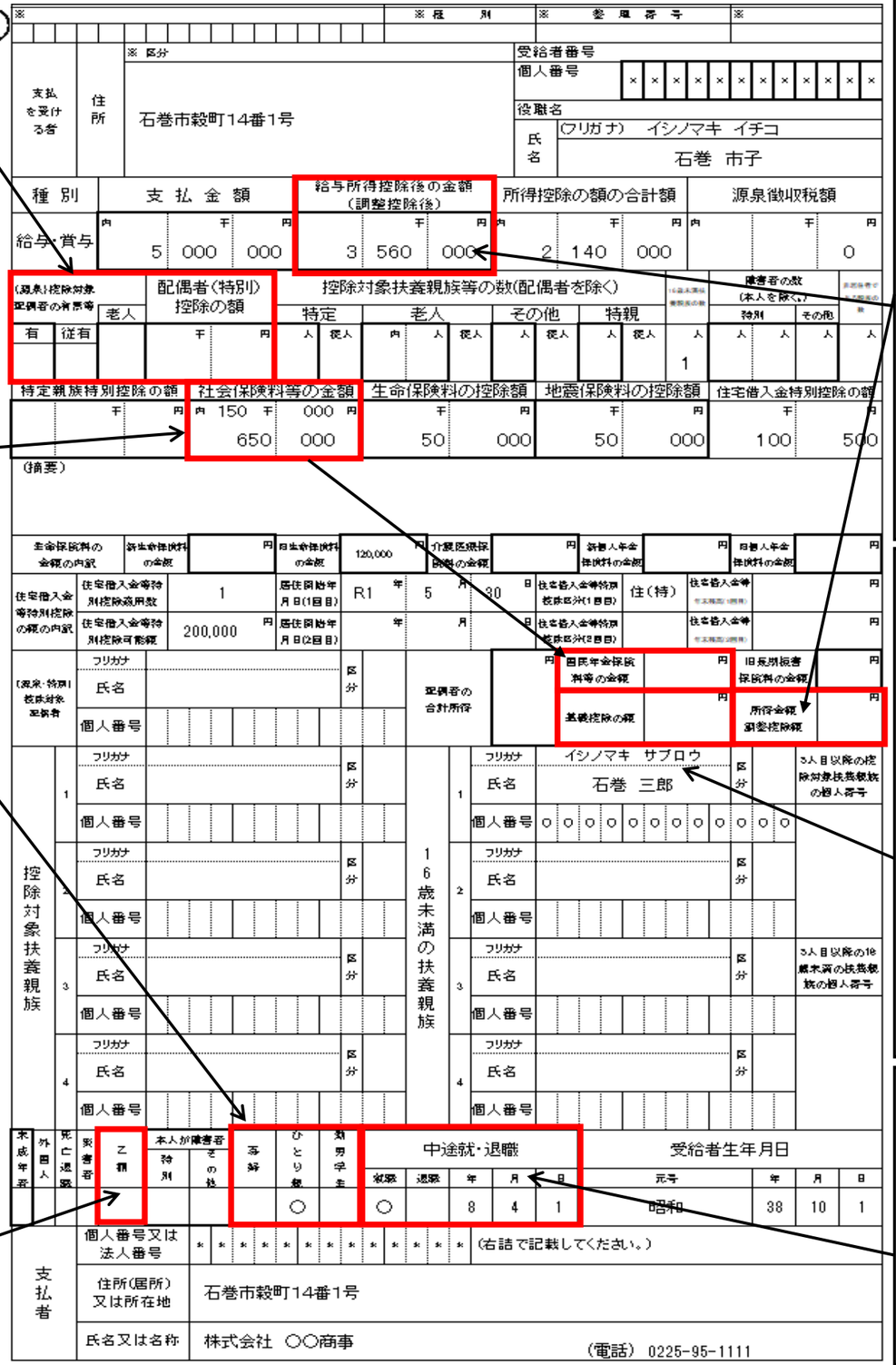

14　給与所得控除及び所得金額調整控除

(1)　給与所得控除の改正（令和８年分以降改正事項）

令和８年分より、６５万円の最低保証額が７４万円に引き上げられました。ただし、令和１０年分以後については、その収入金額×３０％＋８万円（６９万円未満となる場合は、６９万円）に改正される予定です。なお、給与の収入金額２２０万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

※令和８・９年分について、給与等の収入金額が２１９万１,０００円以上２２０万円未満である場合には、給与所得の金額が上記の計算方法によらない場合がありますので、ご留意ください。

(2)　所得金額調整控除の創設（令和２年分以降改正事項）

給与収入金額８５０万円超の者で、以下のいずれかに該当する場合、給与収入（年収１，０００万円超の場合は１，０００万円）から８５０万円控除した金額の１０％に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。　最大控除額１５万円

なお、適用がある場合は、所得金額調整控除の額を所得金額調整控除欄に記入し、調整控除後の給与所得金額を給与所得控除後の金額欄に記入してください。

ア　本人が特別障害に該当すること。
イ　年齢２３歳未満の扶養親族を有すること。
ウ　特別障害者である同一生計配偶者を有すること。
エ　特別障害者である扶養親族を有すること。

注意　**３摘要欄（２）**で記入の通り、所得金額調整控除の適用がある場合は、要件に応じて摘要欄への記入が必要です。

15　基礎控除（令和８年分以降改正事項）

令和８年分より、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額	基礎控除額	
	令和８・９年分	令和１０年分～
１３２万円以下	１０４万円※1	９９万円※1
１３２万円超～３３６万円以下		
３３６万円超～４８９万円以下		
４８９万円超～６５５万円以下	６７万円※1	６２万円
６５５万円超 ～２，３５０万円以下	６２万円	
２，３５０万円超 ～２，４００万円以下	４８万円	
２，４００万円超 ～２，４５０万円以下	３２万円	
２，４５０万円超 ～２，５００万円以下	１６万円	
２，５００万円超	なし	

※１　６２万円にそれぞれ４２万円、５万円、３７万円を加算した金額となります。
なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

16　中途就・退職欄

(1)　同年中に就職と退職が両方ある場合、**最新の就職・退職年月日**を記入してください。
(例：令和８年４月１日に就職し、同年８月３１日で退職した場合は、退職に○を付し、退職年月日を記入してください。)

(2)　令和９年１月１日以降再雇用等の理由で、退職給報の該当者を引き続き特別徴収とする場合、令和９年度住民税に係る特別徴収の切替届出書を提出いただくか、摘要欄にその旨記入してください。
(例：令和９年４月１日再雇用のため特別徴収希望)

★　詳細につきましては、国税庁ＨＰ（https://www.nta.go.jp）を御覧ください。

担当：石巻市総務部市民税課　個人市民税係
℡0225-95-1111（内線 3092～3098）